

<電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

電子メールアドレス：seisakuhyouka-0-jftc.go.jp

(迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-0-」としております。電子メールを送信される際は、「@」に置き換えて利用してください。)

(注) 電子メールの件名に「政策評価対象施策に係る評価結果に対する意見」と明記してください。

<FAXの場合>

宛先を「官房総務課 政策評価係」と明記してください。

宛先のない意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

FAX番号：03-3581-1945

(注) 送信票の件名に「政策評価対象施策に係る評価結果に対する意見」と明記してください。

<郵送の場合>

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局 官房総務課 政策評価係 宛て

(2) 意見提出期限

令和2年10月30日(金) 18:00 必着

(3) 意見提出上の注意

意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

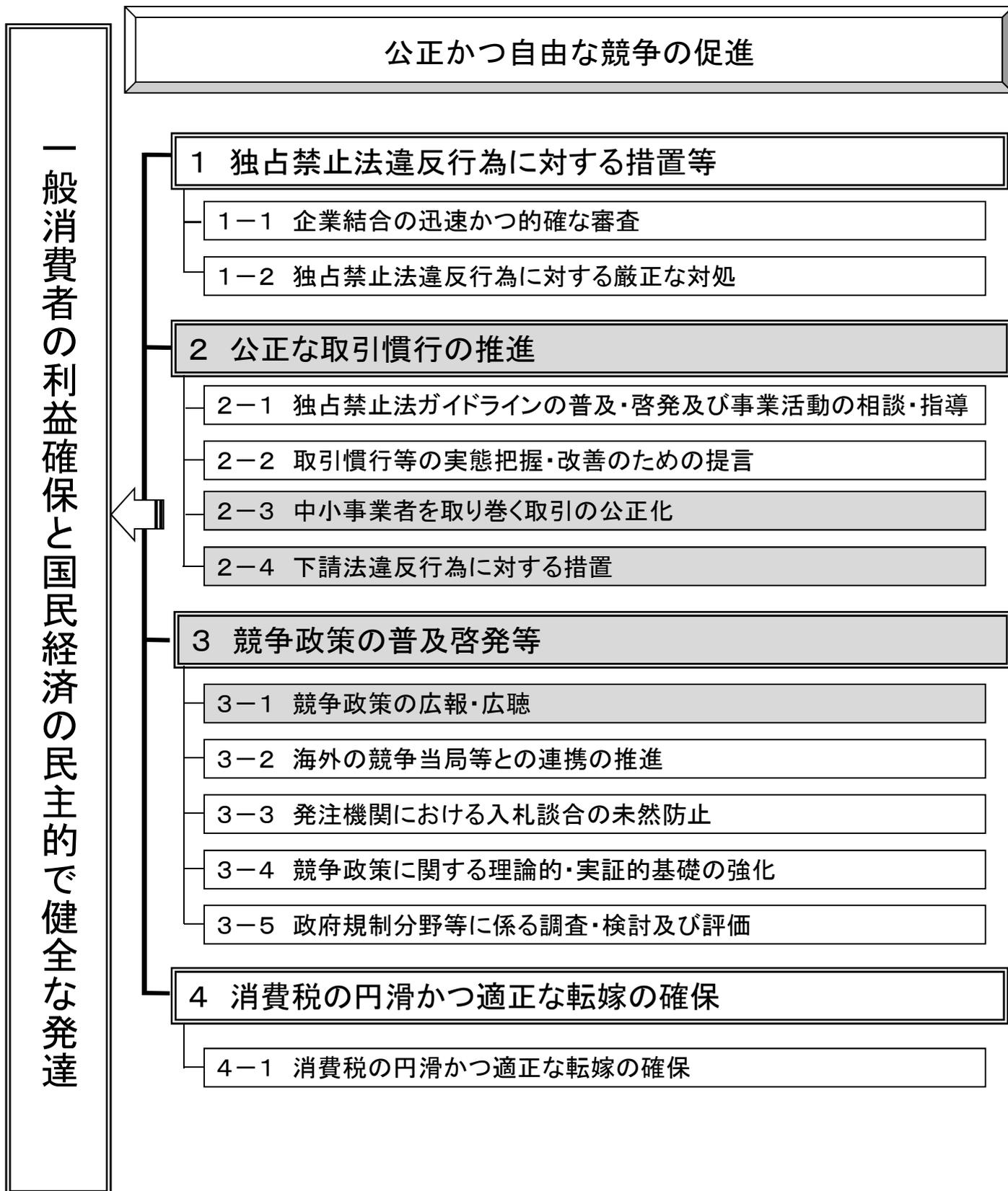
なお、御記入いただいた住所、氏名、電子メールアドレス、FAX番号及び電話番号は、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

政策評価委員名簿

公正取引委員会政策評価委員

氏名（50音順）	所属等
池谷 修一	公認会計士
小林 庸平	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 経済政策部 主任研究員
多田 英明	東洋大学法学部教授
中村 豪	東京経済大学経済学部教授
南島 和久	新潟大学法学部教授

公正取引委員会の政策評価体系（政策目標及び主要な施策等）



（注） 網掛け部分が令和2年度の政策評価対象である。

令和2年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添1-1

(公正取引委員会2-①)

施策名	公正な取引慣行の推進 中小事業者を取り巻く取引の公正化					
施策の概要	下請法等及び優越的地位の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る実態調査や講習会の開催などにより、中小事業者に係る取引の公正化を図る。					
達成すべき目標	下請法等の普及・啓発、実態調査などを行うことにより、中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護する。					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	72,650	75,481	75,197	104,842
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	72,650	75,481		
執行額(千円)	62,682	54,806				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	令和元年6月21日 成長戦略フォローアップ(閣議決定) 令和元年6月21日 経済財政運営と改革の基本方針2019(閣議決定)					

測定指標	下請法等の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度～令和元年度	相当程度進展あり
	別紙1のとおり。							
	年度ごとの目標値							
測定指標	下請法等に係る実態調査などを行うことによる中小事業者の取引の公正化の推進状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度～令和元年度	相当程度進展あり
	別紙2のとおり。							
	年度ごとの目標値							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 下請取引適正化推進講習会の開催により、講習参加者の下請法の内容についての理解が深まっていることが確認できている。下請法等に関する情報提供については、下請法違反勧告事件の公表に伴う公正取引委員会ウェブサイトへのアクセス件数や日刊報道量は勧告の対象となる事業者の知名度に左右されるものの、おおむね高い水準を維持している。さらに、ウェブサイト上のパンフレットや講習会テキストについても、平成30年度及び令和元年度において高水準のアクセス数が確認されている。このように、インターネットを活用して下請法等の普及・啓発を行ったことにより、相当程度進展したものと考えられる。 下請法等に係る実態調査などを行うことによる中小事業者の取引の公正化の推進状況については、荷主と物流事業者との取引に関する書面調査において、書面調査対象や調査票の質問事項を見直すことにより、有効に荷主に対して取引内容の検証・改善を求めることができ、相当程度進展したものと考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護するために必要かつ有効であるとともに、SNSなどを通じた案内により公正取引委員会ウェブサイトに掲載したパンフレットと講習会テキストのアクセス件数が増加していることなどから、効率的であったと評価できる。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護するため、引き続き、下請法等に係る講習会などによる下請法等の普及・啓発、実態調査などを行う。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護するために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があったと評価できることから、各測定指標とも、現在の目標を維持していくこととするが、以下の点について改善する必要がある。</p> <p>○ 下請法等の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況</p> <p>下請取引適正化推進講習会は、アンケート結果からも確認できるように下請法等の普及・啓発に一定の成果を上げたという評価ができる一方、下請法等の内容を既にある程度理解している者の参加が多く、下請法等の内容の理解度が低い者の参加が限られていた。そのため、下請法等の内容の理解度が低い者の講習会への参加を促すこととする。また、講習会に参加できない者に対しても下請法等の普及・啓発を行うべく、ウェブサイト上に掲載したパンフレットや講習会テキスト、実態調査報告書などについて、SNSを通じて定期的に案内するなどインターネット活用した下請法等の普及・啓発を推進する。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<p>○ 表2を見ると、講習会の参加者の約4分の3は講習会前に下請法を知っており、そうした中で、標準的な説明を行っていれば、参加者は講習会後のアンケートで下請法が分かったと回答すると思う。そうだとすると、講習会にどれだけ意味があったのか分からないのではないかと。参加者の理解度を向上させるためには、より具体的な事例等を入れて、説明を行った方がよいのではないかと。(中村委員)</p> <p>(下請取引適正化推進講習会以外に、各団体からの要請に基づき当該団体のニーズにあった講習会を実施しているほか、下請法に係る想定事例を検討する応用講習会等を実施している旨回答した。)</p> <p>○ 参加者の業種等に応じた講習会を実施しているのであれば、各講習会で伝えたいことが伝えられているかを比較できるように、一定のフォーマットを作って、アンケートを実施してみるのもよいかも。(中村委員)</p> <p>○ 下請法の講習会や実態調査等、定常的な業務をやるのであれば、講習会の件数やホームページへのアクセス件数等といったアウトプットに関する指標に絞ってもよいのではないかと。(南島委員)</p> <p>○ 実績評価書に記載していない取組として、新型コロナウイルス感染症対策で、動画の作成等の対応を検討しているとの説明があったが、この点について、今回の対応を将来に残しておくという意味でも、実績評価書に記載しておいてもよいのではないかと。(南島委員)</p> <p>(意見を踏まえ、実績評価書9頁の脚注1に加筆を行った。)</p> <p>○ 今後、下請法の動画を作成するのであれば、講習会においても、基本の部分はその動画で説明をして、事例については担当官が説明するなど、講習会の中でも動画を役立てることができるのではないかと。(池谷委員)</p> <p>○ 最近、大学でもオンライン講義用の動画の作成を行っており、動画は今後の資産として使えると考えている。対面だけではない方法を選択肢として用意しておき、随時アップデートも加えながら、講習会などで活用していくのがよいのではないかと。(多田委員)</p> <p>(予算や会場の設備等の観点から制約があるため、現実的な範囲で対応を検討することとしたい旨回答した。)</p> <p>○ 講習会に、下請法の理解度が低い人を集めることが必要であると考えている。これまでの講習会前のアンケートで、下請法の理解度が低い人が多かった実施回の周知方法や会場の場所等を分析することで、どのような広報、どのような会場選定がそういった方を集めるのに適しているのかわかるのではないかと。(小林委員)</p> <p>(そういった分析ができるかも含めて、今後検討することとしたい旨回答した。)</p>
-----------------------------	--

<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	<p>①「平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成29年5月24日</p> <p>②「平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成30年5月31日</p> <p>③「平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和元年5月29日</p> <p>④「令和元年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和2年5月27日</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
--	--

<p>担当部局名</p>	<p>企業取引課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>企業取引課長 川上 一郎</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年4月～7月</p>
--------------	--------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	------------------

		施策の進捗状況(実績)				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
測定指標	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	
	① 下請取引適正化推進講習会の開催数[33回]	① 同左[32回]	① 同左[33回]	① 同左[32回]	① 同左[33回]	
	② 下請取引適正化推進講習会の参加者数[4,881人]	② 同左[4,385人]	② 同左[4,725人]	② 同左[4,245人]	② 同左[4,598人]	
	③ 下請取引適正化推進講習会後の下請法(下請法の適用範囲及び親事業者の義務について)の理解度[92.6%](注1)	③ 同左[91.1%]	③ 同左[92.6%]	③ 同左[93.5%]	③ 同左[93.1%]	
	④ 下請取引適正化推進講習会後の下請法(親事業者の禁止行為について)の理解度[94.0%](注1)	④ 同左[93.8%]	④ 同左[94.0%]	④ 同左[95.0%]	④ 同左[94.7%]	
	⑤ 下請取引適正化推進講習会後の内容の活用予定[-%](注2)	⑤ 同左[-%]	⑤ 同左[-%]	⑤ 同左[-%]	⑤ 同左[-%]	
	⑥ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス数[180,715件]	⑥ 同左[189,013件]	⑥ 同左[165,721件]	⑥ 同左[274,716件]	⑥ 同左[258,840件]	
	⑦ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス数[36,760件]	⑦ 同左[44,103件]	⑦ 同左[50,111件]	⑦ 同左[89,470件]	⑦ 同左[88,806件]	
	⑧ 勧告事件の日報道量[485行](注3)	⑧ 同左[1,446行]	⑧ 同左[1,152行]	⑧ 同左[457行]	⑧ 同左[720行]	
	⑨ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された勧告事件のアクセス数[72,556件](注4)	⑨ 同左[151,234件]	⑨ 同左[167,187件]	⑨ 同左[111,321件]	⑨ 同左[87,525件]	
年度ごとの目標値	下請法等の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。					

(注1) 理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 平成27年度から令和元年度までにおいては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としており、令和2年度より当該方法による集計を行う予定である。

(注3) 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、1行を0.54cmとして、行数を計算している。

(注4) 勧告事件について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したものの。

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
下請法等に係る実態調査などを行うことによる中小事業者の取引の公正化の推進状況	-	-	-	-	以下を始め、下請法等に係る実態調査などを行い、中小事業者に係る取引の公正化の推進に努めた。
	① 荷主と物流事業者に係る書面調査の実施状況 [荷主:15,000名, 物流事業者:17,666名]	① 同左[荷主:30,000名, 物流事業者:40,000名]	① 同左[荷主:30,000名, 物流事業者:40,000名]	① 同左[荷主:30,000名, 物流事業者:40,000名]	① 同左[荷主:30,000名, 物流事業者:40,000名]
	② 物流事業者との取引内容の検証・改善を求める荷主への文書送付件数 [659件]	② 同左[707件]	② 同左[596件]	② 同左[571件]	② 同左[864件]
	③ 実態調査報告書の公表 件数[1件]	③ 同左[2件]	③ 同左[1件]	③ 同左[0件]	③ 同左[1件]
	④ 実態調査報告書へのアクセス数[一件](注)	④ 同左[一件]	④ 同左[一件]	④ 同左[一件]	④ 同左[30,585件]
年度ごとの目標値	-				(令和元年6月14日)製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越(1)的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書の公表について[30,585件] 下請法等に係る実態調査などを行うことにより、中小事業者に係る取引の公正化を図る。

(注) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。平成27年度から平成30年度までにおいては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

令和2年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添2-1

(公正取引委員会2-②)

施策名	公正な取引慣行の推進 下請法違反行為に対する措置					
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置〔下請法第7条に基づく勧告〕又は指導)を講ずる。					
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処することにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	119,638	110,638	127,555	174,807
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	119,638	110,638		
執行額(千円)	110,659	91,490				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)					

測定指標	勧告事件の処理期間	実績値					評価対象年度	達成
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
		50.0%	36.4%	55.6%	42.9%	42.9%	28年度～令和元年度	進展が大きい
		年度ごとの目標値						
	指導事件の処理期間	実績値					評価対象年度	達成
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
		96.9%	96.0%	96.0%	96.5%	97.2%	28年度～令和元年度	相当程度進展あり
		年度ごとの目標値						
	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
別紙のとおり。					28年度～令和元年度	相当程度進展あり		
年度ごとの目標値								

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 「下請法違反事件の処理期間」については、勧告事件の処理期間の目標達成率は56%未満であり進展が大きくはなかったものの、下請法事件処理件数のほとんどを占める指導事件の処理期間の目標達成率は96%以上であり、総じて相当程度進展があったものと考えられる。 また、「下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況」については、措置件数の増加などにより一定の効果を挙げており、取組が相当程度進展したと考えられる。
施策の分析	本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要であり、かつ、相当程度の有効性及び効率性があったと評価できるが、勧告事件の処理期間の短縮のために、担当職員に対する研修等のさらなる強化及び調査手法についての検討が課題として挙げられる。

評価

<p>Ⅲ 結果</p>	<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するため、引き続き、書面調査等による情報収集を行い、下請法違反行為に迅速かつ的確に対処する。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があつたと評価できることから、各測定指標とも、現在の目標を維持していくこととするが、勧告事件の処理期間について以下の点を改善する必要がある。 下請法は、独占禁止法と比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るものであるところ、平成28年度の勧告事件11件中7件、平成29年度の勧告事件9件中4件、平成30年度の勧告事件7件中4件、令和元年度の勧告事件7件中4件が目標処理期間の10か月以内に処理できなかった。このため、処理期間の短縮に向けて以下の取組を進める必要がある。 ① 担当職員に対する研修を強化し、引き続き「下請法違反事件処理マニュアル」の整備を図るとともに、事件処理において特に検討を要した点や対応を工夫した点について、報告会を開催するなどにより情報の共有化を図る。 ②過去の事件を検証することにより調査期間の短縮のための取組を検討し、実施する。</p>
-----------------	---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<p>○ 平均処理期間の計算において、処理期間があまりに長いものなど、外れ値を除いて計算するとより適切に効果を把握することができるのではないか。(中村委員) (外れ値を除外した計算については、今後検討することとしたい旨回答した。)</p> <p>○ 書面調査の実施がやはり重要であることが理解できた。書面調査については、特に下請事業者対象分についてオンラインによる回答もできるとよいのではないか。(多田委員) (下請事業者向けの定期調査は紙であるが、オンラインで申告が可能である旨回答した。)</p> <p>○ 勧告事件について、標準的な事件に当てはまらない例外的な事件については、「10か月」という処理期間の目標値とは異なるものにしてはどうか。例外的な対応が許されない状況だと目標が職員の間で十分に共有されないのではないか。(南島委員) (今後検討することとしたい旨回答した。)</p> <p>○ 勧告事件の処理期間について、目標処理期間を超えた理由として、他律的な要因をあげているが、コントロールが可能な自律的な要因によりどこまで期間を短縮できるのか分析・検討してはどうか。(小林委員) (今後プロセスごとに原因を分析し検討することとしたい旨回答した。)</p> <p>○ 勧告事件の処理期間について、処理にかかった期間をプロセスごとに比較して、期間が長くなってしまった原因を分析することが必要。現状のままではうまく評価しきれていないように思う。(池谷委員)</p>
-----------------------------	---

<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	<p>①「平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成29年5月24日</p> <p>②「平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成30年5月31日</p> <p>③「平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和元年5月29日</p> <p>④「令和元年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和2年5月27日</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
--	--

<p>担当部局名</p>	<p>下請取引調査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>下請取引調査室長 山岡 誠朗</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>令和2年4月～7月</p>
--------------	----------------	----------------------------	---------------------------	----------------------	------------------

		施策の進捗状況(実績)				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
測定指標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	
	① 下請取引に係る書面調査の実施状況 [親事業者数: 39,101名, 下請事業者数: 214,000名](注1・2)	① 同左 [親事業者数: 39,150名, 下請事業者数: 214,500名]	① 同左 [親事業者数: 60,000名, 下請事業者数: 300,000名]	① 同左 [親事業者数: 60,000名, 下請事業者数: 300,000名]	① 同左 [親事業者数: 60,000名, 下請事業者数: 300,000名]	
	② 違反事件の処理件数(勧告)[4件]	② 同左[11件]	② 同左[9件]	② 同左[7件]	② 同左[7件]	
	③ 違反事件の処理件数(指導)[5,980件]	③ 同左[6,302件]	③ 同左[6,752件]	③ 同左[7,710件]	③ 同左[8,016件]	
	④ 不利益の原状回復を受けた下請事業者数[7,760件]	④ 同左[6,514件]	④ 同左[11,025件]	④ 同左[10,172件]	④ 同左[7,469件]	
	⑤ 措置により原状回復された下請事業者の不利益[13億2622万円](注3)	⑤ 同左[23億9931万円]	⑤ 同左[33億6716万円]	⑤ 同左[6億7068万円]	⑤ 同左[27億7651万円]	
	⑥ 自発的申出件数[52件]	⑥ 同左[61件]	⑥ 同左[47件]	⑥ 同左[73件]	⑥ 同左[78件]	
	⑦ 自発的申出により不利益の原状回復を受けた下請事業者数[4,524件]	⑦ 同左[2,551件]	⑦ 同左[1,068件]	⑦ 同左[804件]	⑦ 同左[1,926件]	
⑧ 自発的申出により原状回復された下請事業者の不利益[9億9147万円]	⑧ 同左[6億4449万円]	⑧ 同左[18億4795万円]	⑧ 同左[1億843万円]	⑧ 同左[5849万円]		
年度ごとの目標値	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処する。					

(注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。

(注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。

(注3) 公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。

令和2年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添3-1

(公正取引委員会2-③)

施策名	競争政策の普及啓発等 競争政策の広報・広聴					
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。					
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションにより意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	27,375	24,651	23,943	30,388
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	27,375	24,651		
執行額(千円)	25,829	21,080				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

	1	独占禁止法教室における①同教室の開催件数, ②同教室の参加者数(注1)	実績値					評価対象年度	達成
			27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	29年度~令和元年度	相当程度進展あり
			①164件	①196件	①214件 ②15,880人	①236件 ②17,268人	①233件 ②18,529人		
	2	独占禁止法教室参加者における①同教室の内容に対する理解度, ②同教室の内容に対する満足度, ③同教室の講義を受けての競争の重要性等に対する理解の向上, ④同教室の講義を受けての公正取引委員会等に対する関心の高まり, ⑤同教室の講義を受けての行動予定(注2)	実績値					評価対象年度	達成
			27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
			①92% ②88%	①91% ②87%	①90% ②87% ③90% ④82%	①89% ②85% ③90% ④80% ⑤70%	①89% ②86% ③90% ④80% ⑤67%	29年度~令和元年度	目標達成
			年度ごとの目標値	-	-	①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上	①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上 ⑤60%以上		
	3	消費者セミナーにおける①同セミナーの開催件数, ②同セミナーの参加者数(注1)	実績値					評価対象年度	達成
			27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	29年度~令和元年度	相当程度進展あり
			57件	77件	①92件 ②2,345人	①83件 ②2,825人	①82件 ②2,378人		

測定指標

4	消費者セミナー参加者における ①同セミナーの内容に対する理解度、②同セミナーの内容に対する満足度、③同セミナーを受けての競争の重要性等に対する理解度の向上、④同セミナーを受けての公正取引委員会等に対する関心の高まり、⑤同セミナーを受けての行動予定(注2)	実績値					評価対象年度	達成			
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度					
		①88% ②78%	①88% ②71%	①85% ②75% ③79% ④77%	①86% ②73% ③78% ④75% ⑤62%	①84% ②74% ③74% ④71% ⑤61%	29年度～令和元年度	目標達成			
	年度ごとの目標値	—	—	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上 ⑤55%以上						
5	一日公正取引委員会の開催状況	実績値					評価対象年度	達成			
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度					
		8件 (1,686人) (注3)	2,222人	1,773人	2,267人	2,459人	29年度～令和元年度	相当程度進展あり			
6	一日公正取引委員会における①一日公正取引委員会の取組への評価、②一日公正取引委員会に参加しての満足度(注4)	実績値					評価対象年度	達成			
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度					
			①87%	①87%	①90%	①85% ②77%	①86% ②80%	29年度～令和元年度	目標達成		
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	①80%以上 ②70%以上					
7	地方有識者との懇談会における①開催件数、②講演会の参加者数(注5)	実績値					評価対象年度	達成			
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度					
		委員等	9	8	8	9			8	29年度～令和元年度	相当程度進展あり
		地方事務所長等	87	78	89	78			80		
		合計	①96件	①86件	①97件	①87件			①88件		
	—	—	②568人	②537人	②550人						

		実績値					評価対象年度	達成
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
8	地方有識者との懇談会とともに開催される講演会の参加者における①公正取引委員会の活動に対する理解の向上、②独占禁止法・下請法の理解の向上、③公正取引委員会の役割についての賛同(注6)	—	—	①89% ②83% ③88%	①90% ②87% ③89%	①91% ②89% ③93%	29年度～令和元年度	相当程度進展あり
		実績値					評価対象年度	達成
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
9	地方有識者との懇談会(地方事務所長等対応)の参加者における①同懇談会の公正取引委員会の活動に対する理解の向上、②同懇談会参加者の独占禁止法・下請法の理解の向上、③同懇談会を参加しての行動予定(注7)	—	—	—	—	①90% ②89% ③53%	29年度～令和元年度	相当程度進展あり
		施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
10	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況等	別紙のとおり。					29年度～令和元年度	相当程度進展あり
		年度ごとの目標値						

(注1) 1-②、3-②の測定指標は、平成29年度より測定することとした。

令和元年度においては、令和2年3月2日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う高等学校及び中学校の休校並びに集会等の開催自粛に伴い、3月に行う予定だった独占禁止法教室及び消費者セミナーのほとんど全てが中止となった。

(注2) 2-①～2-⑤、4-①～4-⑤の測定指標については、公正取引委員会が独占禁止法教室又は消費者セミナーの参加者に対して実施したアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、2-①、4-①については講義内容等を理解できたかとの問に対し、「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合、2-②、4-②については講義内容等に関する問に対し、「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合、2-③、4-③については講義等を受けて市場経済の仕組みや競争の重要性について理解が深まったかとの問に対し、「深まった(そう思う)」又は「やや深まった(ややそう思う)」と回答した参加者の割合、2-④、4-④については講義等を受けて公正取引委員会の活動等に関心が高まったかとの問に対し、「高まった(そう思う)」又は「やや高まった(ややそう思う)」と回答した参加者の割合、2-⑤、4-⑤については参加後に講義等の内容を踏まえた活動を行うかとの趣旨の問に対し、「そう思う」又は「ややそう思う」との回答の割合を記載している。なお、2-③④、4-③④は平成29年度から、2-⑤、4-⑤については平成30年度下半期より、それぞれ測定した。

(注3) 本測定指標は、平成27年度まで「開催件数」を測定することとしていたが、平成28年度以降、「参加人数」で測定することとしたため、参加人数を括弧書きで記載している。

(注4) 測定指標については、公正取引委員会が一日公正取引委員会の参加者に対して実施したアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、①については一日公正取引委員会の取組についての評価の問に対し、「良い」又は「おおむね良い」(平成28年度以前については「非常に良い」又は「良い」)と回答した参加者の割合、②については一日公正取引委員会に参加して満足したかとの問に対し、「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合を記載している。

(注5) 「講演会の参加者数」は、有識者との懇談会(委員等対応)とともに開催される講演会の参加者数を記載した。また、同測定指標については、平成29年度より測定することとした。

(注6) 8の測定指標については、有識者との懇談会(委員等対応)とともに開催される講演会の参加者に対して平成28年度以降実施しているアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、8-①については講演会を聴講して公正取引委員会の活動内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった(やや理解が深まった)」と回答した参加者の割合、8-②については講演会を聴講して独占禁止法、下請法等の内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった(やや理解が深まった)」と回答した参加者の割合、8-③については講演会を聴講して独占禁止法、公正取引委員会の役割について賛同できたかとの問に対し、「賛同できた」又は「おおむね賛同できた」と回答した参加者の割合を記載している。

(注7) 9の測定指標については、有識者との懇談会(地方事務所長等対応)の参加者に対して平成30年度下半期より実施しているアンケート結果を用いて測定を行っている(開催先の同意が得られた場合にアンケートを実施している。)。9-①については懇談会に参加して公正取引委員会の活動内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合、9-②については懇談会に参加して独占禁止法、下請法等の内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合、9-③については懇談会参加後の具体的な行動を確認する選択肢に対し、「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した割合を記載している。

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標のうち、独占禁止法教室及び消費者セミナーの参加者における内容の理解度や満足度等、一日公正取引委員会に参加しての満足度等、年度ごとの目標値を設定した測定指標については、いずれも数値目標を達成している。</p> <p>また、「独占禁止法教室の開催件数及び参加者数」、「消費者セミナーの開催件数及び参加者数」、「一日公正取引委員会の参加者数」、「地方有識者との懇談会の開催件数及び講演会の参加者数」、「地方有識者との懇談会とともに開催される講演会の参加者における公正取引委員会の活動に対する理解の向上等」、「地方有識者との懇談会(地方事務所長等対応)の参加者における同懇談会の公正取引委員会の活動に対する理解の向上等」、「独占禁止法等の内容及び公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況等」については、一定の実績を上げており、取組が相当程度進展したと考えられる。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法等の内容及び公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図る上で、必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったと評価できる。</p>
<p>評価結果</p> <p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>競争政策に対する国民的理解の増進を図るため、現在の目標を維持し、引き続き広報・広聴活動を推進する。</p> <p>また、平成30年度及び令和元年度の2年間で広報活動の重点的な効果検証を行ったので、令和2年度以降は、今回の効果検証によって得られた示唆に基づき、以下のとおり、実施又は試行する期間とする。</p> <p>a 消費者セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の人数の調整は、先方の都合があるため難しいと考えられるが、可能な限り、大規模になり過ぎないように配慮する。 ・セミナー時間の調整も同様に難しい場合が多いと考えられるが、可能な限り、120分以内に抑えるように配慮する。 ・50代以下の参加者が中心の場合にはシミュレーションゲームを積極的に活用していく。 ・60代以上の参加者が多いセミナーでは、経験が比較的豊富な講師ができるだけ説明を行う、又は経験が少ない講師である場合はスキル等を事前に共有する。 ・ハイパフォーマー講師のスキルを全局的に共有する。 <p>b 独占禁止法教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の人数の調整は、先方の都合があるため難しいと考えられるが、可能な限り、30人程度になるように配慮する。 ・ハイパフォーマー講師のスキルを全局的に共有する。 ・中高生にはシミュレーションゲームを積極的に活用する。 ・中高生には、できる限り若い講師を派遣する。 <p>c 地方有識者との懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会の参加者に対してメールマガジン等を紹介して、懇談会に参加した者がその後の情報収集等を行いやすくするなどにより、参加者の公正取引委員会に対する意識や関心の維持に努める。 ・所要時間の調整は、先方の都合があるため難しいと考えられるが、可能な限り、参加者の理解が最も高まる傾向がある60～90分間の開催となるよう配慮する。 ・長時間の確保が困難な場合には、事前に先方のニーズを確認し、短時間でも先方のニーズに合った説明を行うなどして当委員会の活動を理解してもらうように努める。 <p>【測定指標】</p> <p>本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であったと評価できることから、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き広報・広聴活動を推進することとするが、以下の点については改善する必要がある。</p>

	<p>a SNSによる情報発信 Twitterのフォロワー数は順調に増加しているが、協力委員からは、「我々にとって身近な、またこれだけは知ってほしいという情報をセレクトして配信してくれるのもっとよいと思う。」「文章が堅く、もう少し分かりやすい言葉で書いてくれると読みやすい。」といった意見が寄せられている。このため、SNSによる情報発信に際しては、SNSについて専門的な知見を有する外部専門家から助言を受け、より分かりやすい表現とすることとし、ショート動画や、画像、イラスト等を活用するなどの工夫をしていく必要がある。</p> <p>b 動画 公正取引委員会が作成した各種動画については、協力委員から、評価する意見が寄せられている一方で、「内容が難しく、一般の消費者が気楽に見られるものではない。」といった意見やアクセス数が更に増えるようにすべきといった意見も寄せられている。 令和2年以内に改正独占禁止法の施行を予定していることから、改正を反映した動画を制作する予定であるところ、気軽に視聴できるような内容の動画、例えば、3分程度のショート動画等を制作する必要がある。また、再生回数を更に増やすためにSNSによる情報発信、地方有識者との懇談会、講演会等の場において各種動画の案内文書を配布し、視聴の機会を設けるなどして各種動画の認知度を高めていく必要がある。</p> <p>c 子供向けページ 公正取引委員会ウェブサイトの子供向けページのアクセス件数がここ3年度で大幅に減少しているため、子供向けページに掲載しているコンテンツを見直すなどの工夫をしていく必要がある。</p> <p>d 新型コロナウイルス感染症対策の検討 新型コロナウイルス感染症の影響により独占禁止法教室等の対面で行う広報活動が難しくなることを踏まえて、オンライン方式による広報活動を検討することとする。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○ オンライン教材の活用を検討してはどうか。(小林委員) (動画だけでは一方通行になりがちなので、双方向のやり取りができる仕組みを取り入れられるかを含めて検討している旨回答した。)</p> <p>○ 行動科学の研究では、講師に点数を付けて、その点数を当事者に伝え、全体的にやる気が上がるものの、点数の低い層の人はやる気が下がるというような研究結果が出ている。ハイパフォーマー講師の情報を横展開する際は、情報の伝え方に注意が必要である。(小林委員)</p> <p>○ オンラインでは、シミュレーションゲームも実施できないと思うので、新しいタイプのオンライン教材の開発を行っていくことが課題である。(南島委員) (その点が課題であることは認識しており、今後検討することとしたい旨回答した。また、オンライン方式には少人数の方がなじむのではないかと考えているところ、大人数の場合でも効果をあげられるような活用方法を検討することも必要だと考えている旨回答した。)</p> <p>○ ハイパフォーマーの源泉がどこにあるのかよく検討する必要があると思われる。動画の作成に当たり、ハイパフォーマーに講師を依頼するなど、ハイパフォーマーの良さを十分に活かせる形で横展開していく必要がある。(中村委員)</p> <p>○ ハイパフォーマーの授業の様子を、話し方講座等を実施している事業者等に確認してもらってもよいのではないかと。また、ハイパフォーマーの良いところを取りまとめて、次回の内部研修に反映してはどうか。(池谷委員) (第三者にハイパフォーマーの話し方等を客観的に見てもらい、良い点を指摘してもらうというのは一つの手だと思う。今後、検討することとしたい旨回答した。)</p> <p>○ 表13によると、公正取引委員会の役割に賛同できなかった・あまり賛同できなかった人を合わせた割合が増えているのだが、何か理由はあるのか。(多田委員) (賛同できなかった・あまり賛同できなかった人の割合が増えている理由について、分析はできていないが、芸能関係、地方銀行、地域交通等の関係で公正取引委員会の対応に不満があった者がいたのかもしれない旨回答した。)</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①消費者セミナー参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート【平成29年度ないし令和元年度】 ②独占禁止法教室参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート【平成29年度ないし令和元年度】 ③一日公正取引委員会参加者の意識に係るアンケート【平成29年度ないし令和元年度】 ④各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額調査【平成29年度ないし令和元年度：作成者 株式会社ジャパン通信社】 ⑤独占禁止懇話会合議事概要【平成29年度ないし令和元年度報道発表文】 ⑥独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見について【平成29年度ないし令和元年度報道発表文】 ⑦有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見等について【平成29年度ないし令和元年度報道発表文】 (注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>官房総務課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>官房総務課長 原 一弘</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年4月～7月</p>
--------------	--------------	----------------------------	------------------------	-----------------	------------------

	施策の進捗状況(実績)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
測定指標	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。
	① 独占禁止懇話会の開催回数[3回]	① 同左[3回]	① 同左[3回]	① 同左[3回]	① 同左[3回]
	② 報道発表件数[337件] 各種広報活動(公表したものに係る新聞記事の広告費換算額[3億142万円](注1))	② 同左[374回]	② 同左[367件]	② 同左[404件]	② 同左[401件]
	③ 記事の広告費換算額[3億142万円](注1)	③ 同左[3億5876万円]	③ 同左[6億1419万円]	③ 同左[6億8342万円]	③ 同左[7億4274万円]
	④ メールマガジン登録件数[5,575名]	④ 同左[5,771名]	④ 同左[6,015名]	④ 同左[6,167名]	④ 同左[6,401名]
	⑤ twitter フォロワー数[16,614名]	⑤ 同左[31,435名]	⑤ 同左[41,266名]	⑤ 同左[46,045名]	⑤ 同左[55,186名]
	⑥ twitterの1投稿当たりの平均インプレッション数[2481.3](注2)	⑥ 同左[4545.6]	⑥ 同左[8595.8]	⑥ 同左[11162.7]	⑥ 同左[9877.5]
	⑦ twitterの1投稿当たりの平均エンゲージメント数[46.9](注3)	⑦ 同左[90.9]	⑦ 同左[160.0]	⑦ 同左[191.1]	⑦ 同左[253.3]
	⑧ 公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数[1,801,125件]	⑧ 同左[2,249,084件]	⑧ 同左[2,606,074件]	⑧ 同左[2,746,824件]	⑧ 同左[7,637,226件]
	⑨ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレットダウンロード件数及び動画の再生件数[145,537件]	⑨ 同左[232,944件]	⑨ 同左[185,695件]	⑨ 同左[235,472件]	⑨ 同左[247,035件]
	⑩ 独占禁止法教室に係る報道件数[-件](注4)	⑩ 同左[-件]	⑩ 同左[56件]	⑩ 同左[68件]	⑩ 同左[33件]
	⑪ 一日公正取引委員会に係る報道件数[-件](注4)	⑪ 同左[-件]	⑪ 同左[11件]	⑪ 同左[17件]	⑪ 同左[18件]
⑫ 地方有識者との懇談会に係る報道件数[-件](注4)	⑫ 同左[-件]	⑫ 同左[29件]	⑫ 同左[23件]	⑫ 同左[20件]	
年度ごとの目標値	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解を増進する。				

(注1) 平成30年度及び令和元年度の広告費換算額については、地方紙等に掲載された記事が含まれていない。

(注2) インプレッション数とは、公正取引委員会の投稿がフォロワーに実際に表示された回数である。フォロワーが「リツイート」等すると投稿が拡散されることなどにより、インプレッション数が伸びる。

(注3) エンゲージメント数とは、公正取引委員会の投稿に対する「リツイート」、「返信」、「いいね」、「リンク等のクリック数」等の合計であり、フォロワーが反応した回数である。

(注4) ⑩～⑫の測定指標は、平成29年度より測定することとした。